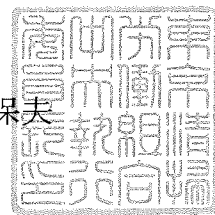




2020年5月18日

特別区長会
会長 山崎 孝明 様

東京清掃労働組合
中央執行委員長 中里 保夫



2020年度の夏季一時金等に関する要求書

日頃より23区清掃事業を含む特別区政の発展と職員の生活・労働条件の改善に向けてご尽力されている貴職に敬意を表します。

東京清掃労働組合は、本年3月11日、貴職に対し「2020年度現業系賃金・人事制度に関わる要求書」を提出しましたが、本日は、改めて、「2020年度の夏季一時金等に関する要求書」を提出させていただきます。

昨年の賃金確定交渉では、苦渋の判断で大幅な月例給の引下げ勧告の実施を受け入れることとしました。しかし、この引下げ勧告は、行政系人事任用制度の改正がもたらしたものであり、首都圏での生活実態や賃金水準に照らし合わせたものではありません。このことは、区長会が特別区人事委員会勧告に対し、「遺憾」としたことからも明らかです。併せて、現業職員については、職務や職責について、何の変更もないにもかかわらず、月例給が大幅に引き下げられています。

貴職におかれましては、私どものこうした実態と切実な要求を十分にご理解いただき、人事委員会に意見・要望を申し出るなど、引き続きの対応を求めるものです。

現在「新型コロナウイルス感染症」が蔓延し、在宅療養が増える中、街中にティッシュやマスクなどの感染リスクのあるごみが排出されている可能性は少なくありません。ましてや、「緊急事態宣言」が発令されている今日においても、社会機能として不可欠である清掃事業は、平常どおり維持していかなければなりません。

区長会からは、「業務職給料表について、依然として高い水準にある」という認識も示されておりますが、何度も申し上げているように、国家公務員には我々と同様の職務は存在しません。区民と接しながら、良質な公共サービスとしての清掃事業を確立するために、日々奮闘している職員の士気を維持・向上させ、安全で安定的な事業運営を継続していくためには、業務職給料表に対する皆さん方の認識は、直ちに改めるべきです。現行の技能職給料表の水準は、物価水準が高い首都圏で暮らす生活実態を踏まえれば、「高い水準」には程遠い状況であります。

以上の点を踏まえ、区政の第一線で毎日の職務に精励する職員の努力が報われるよう、夏季一時金等に関し、下記のとおり要求いたします。組合員の切実な要求であることを受け止め、労使自治の原則を踏まえた自主的・主体的な立場から、誠意ある回答と対応を早期に行うよう求めます。



記

1 2020年度夏季一時金について

- (1) 首都圏での生活実態に鑑み、支給月数を2.5ヶ月以上とすること。
- (2) 勤勉手当は廃止し、期末手当に一本化すること。
- (3) 期末・勤勉手当からの除算項目及び除算割合を改善すること。
- (4) 「基準日主義」を改め、勤務実績に基づく支給とすること。
- (5) 再任用職員についても、定年前職員と同様に取り扱うこと。
- (6) 清掃職場に働く会計年度任用職員や委託労働者に対する夏季手当の支給・改善を働きかけること。

2 現業系人事制度について

各区において、労使の妥結内容の趣旨に基づいた「担当技能長職」を配置すること。

3 勤勉手当の成績率制度について

チームワークで業務を遂行している清掃職員には、成績率制度自体が馴染まないものである。勤勉手当の成績率制度の実施結果に関する十分な検証と協議を行うこと。

4 雇用と年金の接続について

- (1) 年金支給開始年齢が順次引上げになることを踏まえ、再任用制度における賃金水準を改善すること。
- (2) 定年延長について、特別区職員の実態に即した制度とするためにも、十分な労使協議を尽くすこと。

5 回答について

これらの要求事項に関する回答は、本年6月19日（金）までに行うこと。

以上